

地域福祉活動推進助成事業の見直し（R1.10）

1 見直しの考え方

- (1) 新たな地域活動を誘導し、地域活動の運営が安定するための支援を行います。
- (2) 地区社協（支会）の裁量や主体性を重視し、町会（分会）単位の活動を誘導します。
- (3) 簡易で使いやすい事業とします。

2 名称・内容の変更

「地域福祉活動推進支援事業」に名称を変更し、補助金の助成方式から活動費を支援（配当）する方式に内容の変更を行うものです。

3 財源の活用

本会の世帯会費を本事業の財源に充て、地域住民の主体的な地域活動を推進します。

4 地区社協（支会）の位置付け

- (1) 本会が地区活動の指針を大枠で示し、地区社協（支会）が指針に沿って地区の特色を生かした活動を検討するもので、活動内容は地区社協の裁量に委ねます。
- (2) 地区社協（支会）の事業検討にあたっては、地区担当職員（地域福祉推進会議）が支援を行い、申請により活動費の支援（配当）を受け事業実施します。

5 事業内容（指針）

○地区社協（支会）が支援を行う地区内の活動（事業）

事業名	事業内容	支援（配当）限度額
1 地区別地域福祉活動計画推進事業	地区ニーズや課題の把握、課題解決の取組みの検討、取組みの役割分担、地区内の合意形成等の地域福祉活動、会議、研修等に関する活動	20,000 円上限 (地区単位)
2 見守り安心ネットワーク事業	身近な範囲で、支援が必要な人（子どもから高齢者まで）を見守り、支えるための住民と専門職や地域ぐるみのネットワークづくりに関する活動	20,000 円上限 (地区単位)
	見守り安心マップや防災マップの作成等による情報共有によるネットワークづくりに関する活動	20,000 円上限 (町会単位)
3 地域福祉活動拠点整備事業	子どもから高齢者まで、孤立しない地域づくりのため「サロン」、「カフェ」、「ふれあいの集い」等の、身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりに関する活動	40,000 円上限 (地区単位)
	町会単位での上記、サロン等の運営に関する活動	20,000 円上限 (町会単位) 3,000 円/1 回

事業名	事業内容	支援（配当）限度額
4 地域ボランティア活動事業	社協事業（有償生活支援事業）の手法を取り入れる等、住民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりや、ボランティア等の支え手活動や育成等に関する活動	50,000 円上限 （地区単位、地区内の限定町会活動も可）
5 福祉の知識・意識向上活動事業	住民の福祉（介護含む）知識・意識向上のための講座、研修、教室、広報等に関する活動 （地区社協だより：3 回以上発行/年、全戸配布）	70,000 円上限 （地区単位） 地区単位でない 広報 20,000 円 上限
6 生活支援体制整備事業	住民が主体的に取り組む、地区内の子どもから高齢者までの生活支援体制整備に関する活動	均等割 50,000 円 ＋会費世帯数割@ 50 円の合計額、但し 200,000 円上限 （地区単位）

5 市交付金との位置付け

松本市が実施する「地域福祉活動推進事業交付金」は任意団体を対象としているのに対し、本事業は地区、町会を単位として支援を行うものです。

6 支援（配当）額

事業費の半額助成方法を見直し、各事業ともに上限額とし、上限額に達しない活動は活動額（千円未満切捨て）を支援（配当）します。但し、支援（配当）総額は、本会一般会費額から地区社協配分金を除いた金額を限度とします。

7 事業の見直し

各地区の活動状況や支援の効果等を検証し事業の有効性を高めるために、3年ごとに定期的な見直しを行います。

8 事務の簡素化

申請、実績報告等の事務手続きの簡素化のため、書式、添付書類等を見直します。

9 運用方法の変更

次のとおり事業の運用方法を見直します。

時 期	H30年度	時 期	見直し後
6月15日	申請書提出	6月 末日	申請書提出
8月 8日	交付決定	7月 末日	活動費配当 （申請額の10割）
8月31日	決定額の1/2交付		
2月 1日	実績報告書提出	2月 末日	実績報告
3月28日	精算1/2交付		精算（未実施返戻）